

臨床工学科

臨床工学科科長 熊川忠

1 部門目標

- ・医療機器保守点検の拡充
- ・生命維持管理装置の操作における安全性の確立

2 業務体制・スタッフ

臨床工学技士法は昭和 62 年 5 月に国会を通過し、昭和 63 年 4 月に施行された法律で、臨床工学技士の定められた業務は主として、「医師の指示により生命維持管理装置の操作及び保守点検」となっている。

臨床面では、循環状態の不安定な患者に使用する補助循環装置、腎臓機能低下時に使用する血液浄化装置、心臓カテーテル検査時に患者の血行動態を監視する患者監視装置等の操作、ペースメーカ外来・植込みなど、ペースメーカ管理を医師の指示の下行っている。その他、アフレーシスなども多く施行しています。夜間・休日の緊急時は、院外待機をしており、呼び出し後は医師の指示に従い臨床治療に参画しています。

工学面では、臨床で使用する医療機器、生命維持管理装置等の保守点検を行い、使用時における機器のトラブルの低減に努めています。

3 業務実績

	項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		件数	件数	件数
臨床業務	心臓カテーテル	412	253	448
	IABP	6	3	30
	ECMO	1	0	71
	CART	31	24	3
	CRRT	8	7	69
点検業務	輸液ポンプ	5179	5541	5929
	シリンジポンプ	2637	2529	2717
	人工呼吸器	48	17	140

4 1 年間の総括

新年度よりスタッフが 3 名増員し 6 名体制となり、全体的に症例件数が増加傾向にあり、臨床業務は開心術の再開、心臓カテーテル検査を中心として緊急 PCI、ECMO 管理、CHDF 管理を行い、増加する緊急呼び出しにも対応し 10 月からは救急外来業務支援にも参加しています。機器管理では院内医療機器の登録管理、6 月から麻酔器使用前

点、11月からICU、翌年1月から救急外来限定となりますが、人口呼吸器使用前点も開始し各診療科満遍なく対応出来る体制を整えました。

5 今後の目標

臨床工学技士の基本方針は高度医療機器が増す病院のスタッフとし、急性期から慢性期にかけて、高度救急医療に伴い必要とされるME機器の操作、保守点検を強化することで、より安全性と質の高い診療提供の補助に貢献すること、緊急治療に迅速に対応できる体制作りを目標に今後も努力していきます。